

館林邑楽地域における「退院調整ルール」の手引き 変更点

令和7年7月1日改訂

6. 館林市・邑楽郡 指定居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター 一覧 (P. 6・7)

- ・令和7年6月1日現在の一覧に更新する。

10. 入退院調整のための病院相談窓口等 一覧 (P. 11)

- ・令和7年6月1日現在の一覧に更新する。

様式1 入院時情報提供書 (P. 12～)

- ・館林邑楽地区様式1から 厚生労働省公表様式例 入院時情報提供書<在宅版>へ変更する。

【参考資料】退院調整に関して算定可能な診療報酬・介護報酬一例 (P. 16)

- ・令和6年度診療報酬・介護報酬改定に伴い、以下の修正点あり。

診療報酬修正点

箇所	修正後	修正前
入院時支援加算	加算1： <u>240点</u> 加算2：200点	加算1： <u>230点</u> 加算2：200点
入院事前調整加算	加算： <u>200点</u>	<u>(新設)</u>

介護報酬修正点

箇所	修正後	修正前
入院時情報連携加算	加算1： <u>250単位</u> (入院日以前又は入院日) 加算2： <u>200単位</u> (入院後3日以内)	加算1： <u>200単位</u> (入院後3日以内) 加算2： <u>100単位</u> (入院後7日以内)